

建設工事 資格要件および審査基準

【資格要件】

- ①精神の機能の障害により契約締結を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと
 - ②建設業法第3条第1項の規定による建設業許可を受けていること
 - ③建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は第15条第2号イ若しくはハのいずれかに該当する常勤の技術者が2名以上いること
 - ④建設業法第27条の23第1項の規定により経営事項審査を受け、同法第27条の29第1項の規定により資格審査を申請する工種ごとの総合評定値及び完成工事高の記載がある通知を受けていること
 - ⑤建設業法第28条第3項の規定による営業停止の処分を現に受けている者でないこと
 - ⑥申請する工種に施工実績があること
 - ⑦申請日において、申請する本社又は営業所等で引き続き1年以上営業していること
 - ⑧申請書に虚偽の記載、重要な事実及び事項に記載漏れがないこと
 - ⑨市税等に滞納がなく、経営状況が著しく不健全でないこと
 - ⑩代表者等又はその経営に事実上参加している者が、集团的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者でないこと
 - ⑪横手市職員が代表者となる法人または個人の事業者でないこと
 - ⑫社会保険等（厚生年金保険、健康保険、雇用保険）に加入していること
- ※法令により適用除外とされる事業所を除く。

【審査基準】

市内業者及び準市内業者について、秋田県の等級格付を参考に審査します。ただし、準市内業者にあつては、保有資格技術者として横手市内に契約権限を委任された営業所ごとに常時勤務する専任の技術者数を確認のうえ等級格付するものとします。（ただし、本社の県格付を上限とする。）

（1）資格審査

①客観的事項（客観点）

経営事項審査の総合評定値

○総合評定値は、経営事項審査の結果通知書上部記載の「審査基準日」より1年7ヶ月以内のものであること。

○経営事項審査の通知書に申請する工種ごとの総合評定値及び完成工事高の実績数値の記載があること。

※完成工事高の記載がない場合は、その工種についての等級格付を行わない。

※「解体工事」については、次のa及びbを満たしていることを申請条件とする。

a 次の3工種のうち、1工種以上、総合評定値の記載があること。

- ・土木一式工事
- ・建築一式工事
- ・解体工事

b aで総合評定値の記載があった工種について、解体工事の年間平均完成工事高が1,000万円以上であること。

※年間平均完成工事高は、解体工事（建設業法）の完成工事高に、土木一式工事又は建築一式工事に整理される工作物を解体した工事に係る完成工事高を加えて算出する。

②主観的事項（主観点）

保有技術者数

○すべての工種について、当該工事の監理技術者又は主任技術者となり得る技術者を2名以上保有すること。

○申請日において、申請する工種の等級ごとに、下記表に掲げる有資格技術者を保有していること。
横手市内の本社又は営業所等に常時勤務する専任の技術者のみが対象となるため、実態にあった申請をすること。

※（ ）内はうち1級の人数

工種	有資格技術者	等級	令和5・6年度適用
一般土木	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士（第1～6種）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名以上
法面	のり面施工管理技術者	A	1名以上
建築一式	1級建築士 2級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（建築）	A	10名（4名）以上
		B	5名（1名）以上
		C	3名以上
電気	1級電気工事施工管理技士 2級電気工事施工管理技士 電気主任技術者 ※1 電気工事士	A	6名（2名）以上
		B	3名以上
給排水	1級管工事施工管理技士 2級管工事施工管理技士	A	6名（2名）以上
		B	3名以上
鋼構造物	1級土木施工管理技士 1級建築士 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（躯体）	A	4名（2名）以上
		B	3名以上
舗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建設機械施工技士 2級建設機械施工技士（第1～6種） 1級舗装施工管理技術者 ※2 2級舗装施工管理技術者 ※2	A	10名以上 <1級土木と1級建設機械の合計が4名以上> <舗装2名（1名）以上>
		B	5名以上 <1級土木と1級建設機械のいずれかが1名以上> > <舗装1名以上>

一般塗装	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）	A	5名（2名）以上
	1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（仕上げ） 1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）※1 2級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）	B	3名 以上
路面標示	路面標示施工技能士	A	2名 以上
造園	1級造園施工管理技士	A	5名（2名）以上
	2級造園施工管理技士	B	3名 以上
水道施設	1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士 1級管施工管理技士 ※3 2級管施工管理技士 ※3 耐震継手配水管技能者 ※3	A	土木3名（1名）以上 管 3名（1名）以上 耐震継手3名 以上
	◎上記技術者のほか、横手市指定給水装置工 事事業者の指定を受けていることが必須条 件となります。	B	土木1名 以上 管 1名 以上 耐震継手1名 以上
	◎1人で土木、管、耐震継手の資格を有して いる場合でも、水道施設工事の監理技術者又 は主任技術者となり得る技術者（実務経験 等）を2名以上保有している必要があります。		
解体	1級土木施工管理技士 ※4 2級土木施工管理技士（土木） ※4 1級建築施工管理技士 ※4 2級建築施工管理技士（建築） ※4 2級建築施工管理技士（躯体） ※4 解体工事施工技士 ※5	A	3名 以上 （解体工事施工技士2名 以上）

○各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。

※1 電気主任技術者及び1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）は1級扱いとする。

※2 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士又は建設機械施工技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構わない。

※3 同一人が土木施工管理技士と管施工管理技士、耐震継手配水管技能者の資格を有するときは、重複計算して構わない。

※4 平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限る。

※5 うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは、重複計算して構わない。

- 「耐震継手配水管技能者」：公益社団法人 日本水道協会で実施する講習を受講し登録された者
- 申請工種で秋田県の格付名簿に登載されていない工種については、有資格技術者数が上記に定めた人数以上を保有していても格付を行わない。（水道施設工事を除く）。